

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 19 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

青森県知事 宮下 宗一郎

#### 1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
ほたてがい潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 51 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	西共第 51 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 3 月 10 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
なまこ潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 51・53 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 4 月 30 日及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	西共第 51・53 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 3 月 10 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
なまこ潜水器漁業	1 人	定めなし	西共第 55 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から 4 月 30 日及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	西共第 55 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 3 月 13 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した場合は、これに従わなければならない
ほや・ほたてがい・あかがい・あかざらがい・むらさき	1 人	定めなし	西共第 55 号共同漁業権漁場の区域	4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までただし、あかがい	西共第 55 号共同漁業権の漁業権者	令和 8 年 1 月 23 日から令和 8 年 3 月 13 日まで	1 許可の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。

いがい・たこ・ばか がい・はまぐり・あ かもく・いたやが い・いわがき・えぞ いしかげがい・た いらぎ・とりがい・ あかにし・なみが い潜水器漁業				潜水器漁業につい ては4月1日から 6月30日及び10 月1日から翌年3 月31日まで、あか ざらがい潜水器漁 業については7月 1日から翌年3月 31日まで			(1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕を制限した 場合は、これに従わなければならない
さざえ・あわび潜 水器漁業	1人	定めなし	久共第1・2号共同漁業権漁場の区域	4月10日から 7月31日まで	久共第1号共同漁業権の 組合員行使権者のうち、 秋田県に住所を有する者	令和8年1月23日から 令和8年3月10日まで	1 許可の有効期間は令和8年4月10日から令和8年7月31日までと する。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 日没から日の出までの間は、操業してはならない (2) 漁業権漁業を妨げてはならない (3) 知事が資源保護又は漁業調整のため必要と認めて採捕の制限した 場合はこれに従わなければならない